

## 平成24年度 雪対策に当たっての検討課題と対策の方向性

### 昨年度豪雪の課題

- ① 今までの市道中心の除排雪対策本部体制では、豪雪時における**弱者対策等の対応**が困難であった。
- ② 特定の地区からの苦情が多発するなど、**除雪作業に地域間格差**が生じていた。
- ③ 道路除雪業者と地域の雪取業者とが異なり、**業者間の連携**が十分でなかった。
- ④ 暴風雪の中、車の立ち往生、事故等が多発し、**注意喚起などの情報提供**が十分でなかった。
- ⑤ 市民から市の**豪雪対策が見えず**、不安感が増した。
- ⑥ 屋根からの落下等、雪害に係る**人的被害が増加**した。
- ⑦ 高齢者等にとって**屋根の雪下ろし**費用が高額なことから、業者に依頼をためらう事例があった。
- ⑧ 申し出があった**除雪ボランティアの活用**が十分にできなかった。  
(うまくコーディネートできず善意を生かし切れなかった)
- ⑨ 関係機関等との**連携に当たっての情報提供**が十分でなかった。
- ⑩ 豪雪(災害)対策**本部の設置基準及び役割分担**が不明確であった。
- ⑪ 豪雪(災害)対策**本部内の情報共有**が十分でなかった。
- ⑫ 高齢化・核家族化の一層の進展に伴い、落雪等の**危険性がある空き家**の増加が危惧される。

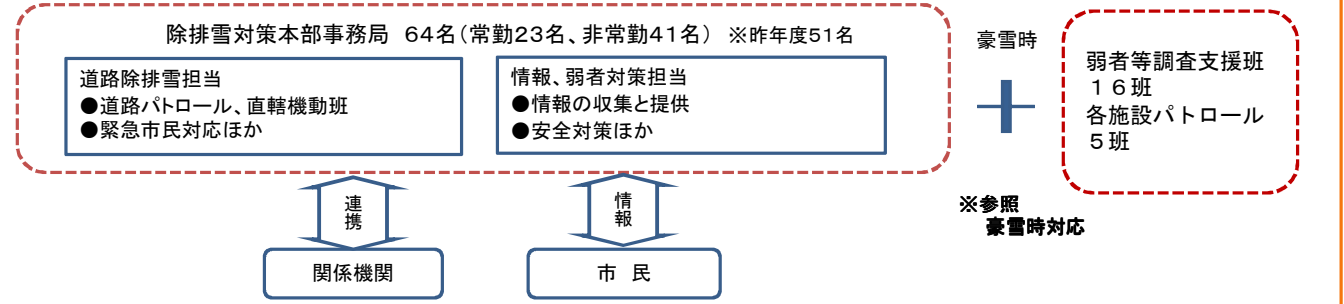
### 対策の方向性

- ① **除排雪対策本部体制の強化**  
除排雪対策本部内に**弱者・空き家等のパトロール等**業務を可能とする対策を講じる。
- ② ③ **除排雪業者の除雪能力の向上**  
除排雪業者のJV化を進め、**機材・人の効率的運用**を図る。
- ④ ⑤ **雪害等情報の市民への提供**  
雪害の現状及び市の対策等の情報を**多様な手段で市民に提供**する。
- ⑥ **雪害による、人的被害軽減のための対策**  
**屋根雪処理の危険性**及び対策について周知等の施策を講じる。
- ⑦ **屋根雪処理に係る支援**  
**屋根雪処理に係る助成**施策を構築する。
- ⑧ **ボランティア活動の推進**  
行政と団体等(社会福祉協議会)とが連携し、**除雪ボランティアの確保**に努め、弱者に対する支援体制を充実する。
- ⑨ **関係機関等との連携**  
**関係機関等との情報共有及び連携**を強化する体制を構築する。
- ⑩ ⑪ **豪雪(災害)対策本部設置基準**  
豪雪(災害)対策**本部設置基準の設定及び役割分担**をより明確にする。
- ⑫ **空き家対策の推進**  
空き家対策の一つとして、**空き家条例の検討**を進める。

# 平成24年度 雪対策の要点（組織、除排雪、情報発信）

## 除排雪体制本部の強化

- 全庁的組織体制の構築
  - ①豪雪対策本部設置前から弱者世帯・空き家等パトロールを実施
  - ②雪に関する各種の情報を収集し、多様な手段で市民へ提供

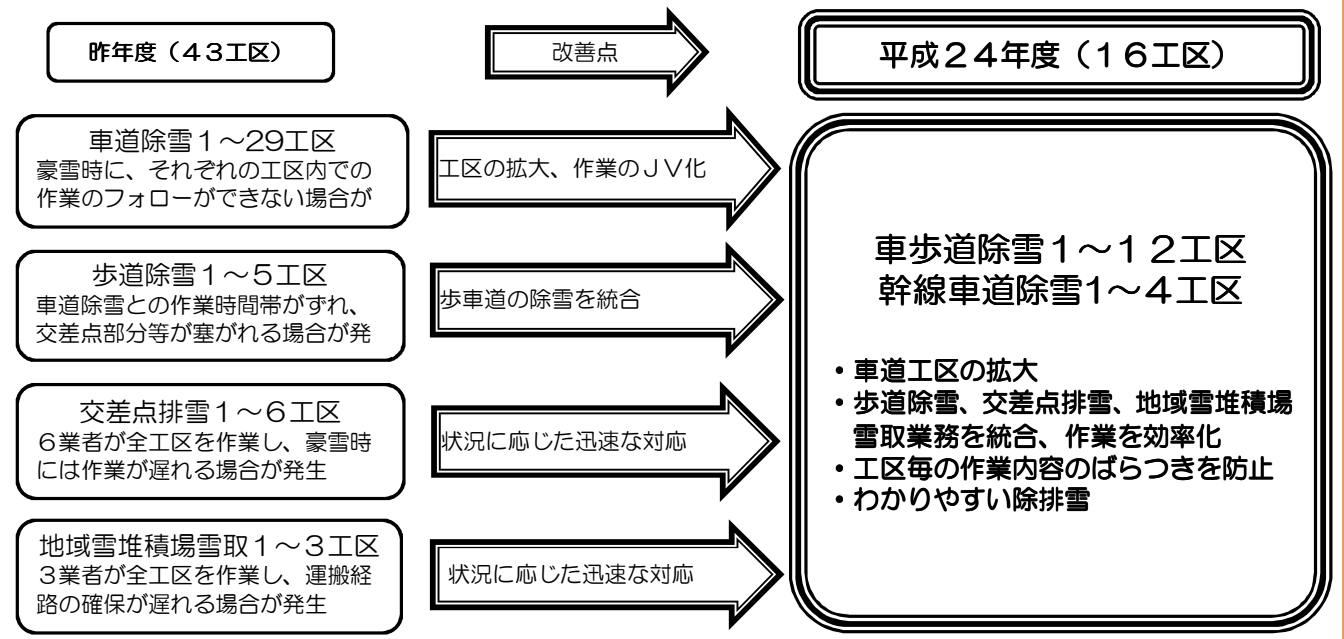


### ※豪雪時の対応

- 豪雪警戒体制 最大積雪深が、累年平均(126cm)に達し、さらに降雪が予想される場合など
- 主な活動内容 雪害対策会議の開催
  - ・気象情報の収集 ・道路状況の把握
  - ・要援護者の間口状況の確認 ・通学路等危険個所の調査
  - ・緊急情報発信(車両運転の自粛、道路の通行止め、市所管施設周辺の安全確認ほか)

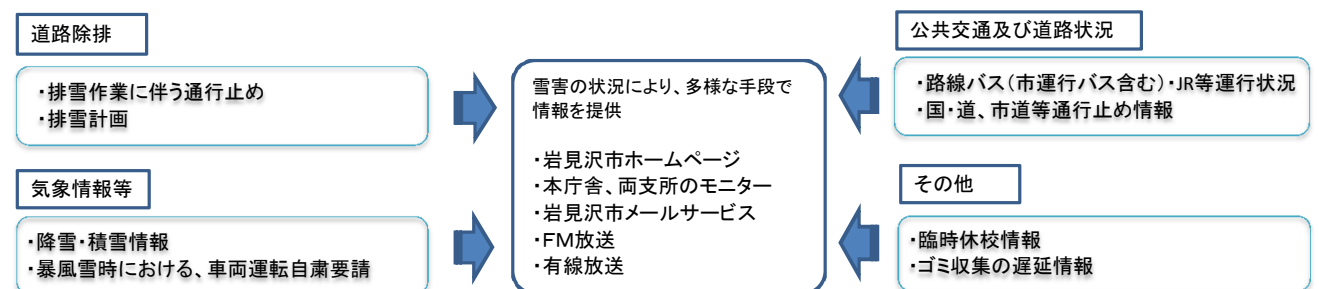
## 工区の拡大と作業の効率化

- 地域による除排雪の格差を解消し、業者間の協力体制を構築、かつ地域の事情に合致した作業の実施



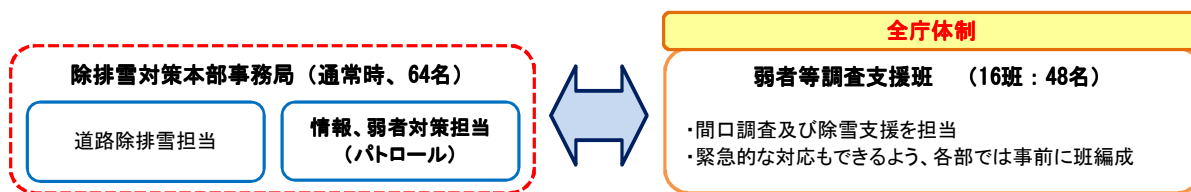
## 雪に関する各種情報の提供

- 情報の収集及び発信の一元化により、雪害等に関する情報をホームページ、メールサービス、FM放送等の多様な手段で市民に提供



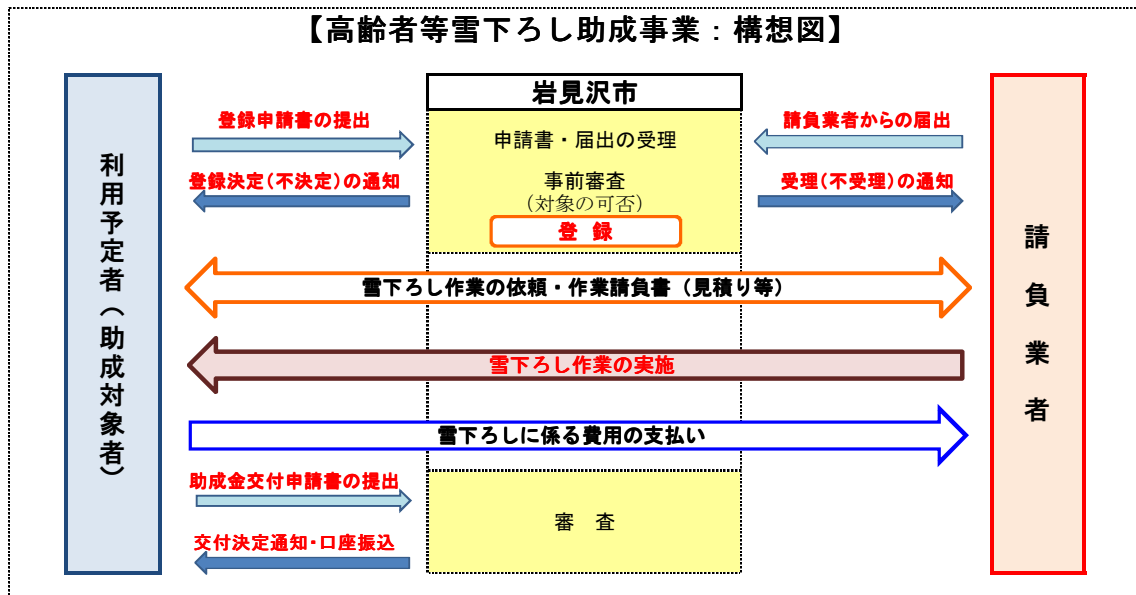
## 平成24年度 雪対策の要点（弱者等支援）

### ● 豪雪対策本部設置前からの支援体制を構築



### ● 高齢者世帯等雪下ろし助成事業

| 項目                   | 内容など  |   |
|----------------------|---|---|
| (1) 実施目的             | ・ 高齢者、障がい者で構成される低所得世帯が居住する家屋の屋根雪下ろしに対し、その費用の一部を助成することによって、当該世帯の冬期間における日常生活及び身体の安全を確保する。 |   |
| (2) 助成の対象者           | 基本事項  | ① 本市に住所を有する<br>② 一戸建住宅（借家含む）に居住<br>③ 当該年度の市民税が非課税の世帯  |
|                      | 具体的な対象要件  | ① 高齢者世帯 ・ 75歳以上の者のみの世帯<br>・ 身体障害者手帳2級以上の者のみの世帯<br>② 障がい者世帯 ・ 療育手帳A判定の者のみの世帯<br>・ 精神障害者保健福祉手帳1級の者のみの世帯 |
|                      | 対象外   | 市内に子が居住、入院等で長期不在世帯、生活保護世帯   |
| (3) 助成の内容            | 回数  | ・ 1冬期間につき、2回まで  |
|                      | 助成額   | ・ 雪下ろしに要した費用の2分の1以内とし、1回につき20,000円を上限（1,000円未満切り捨て）   |
| (4) 事業の実施方法（申請、交付など） | 雪下ろし請負業者  | ・ 助成事業の対象とする事業者は、市に事前に届出（市内外問わず。参考価格等を市に提出）   |
|                      | 対象作業  | ・ 屋根の雪下ろし及び下ろした雪の片付け  |
|                      | 対象者の事前登録  | ・ 助成金交付の対象者は、市に事前に登録  |
|                      | 対象者の登録決定通知  | ・ 審査後、市は申請者に登録決定（不決定）を通知  |
|                      | 助成金の交付申請  | ・ 作業実施後、申請者は交付申請書のほか必要書類を市に提出   |



### ● 社会福祉協議会による除雪ボランティアの充実

| 項目                | 内容など  | 支援の対象世帯  |
|-------------------|---|--|
| (1) 目的            | ・ 弱者に対する支援の充実のため、除雪ボランティアの確保、活用に努め、市と連携し充実した支援活動を行う。          | 高齢者や障がい者の世帯など、町会や親類からの支援が難しく、自力で行うことが困難な世帯<br>※ 除雪ボランティアの派遣は、市が行う弱者世帯の状況調査との連携を図る<br>※ 適宜、市と情報共有、連絡調整、協議を行いながら行う |
| (2) 募集方法          | ・ 社協HP、社協だより、市HP、市広報  |  |
| (3) 申込（登録）方法      | ・ 社協への来所・FAX・メールによる事前登録                                       |  |
| (4) 活動内容（危険箇所は除く） | ・ 玄関上の雪庇除去、間口の拡幅<br>・ 窓ガラス、ストーブ排気口、灯油タンク周辺の除雪                 |  |
| (5) 報酬            | ・ 無報酬   |  |
| (6) その他           | ・ 募集は、個人及び団体とし、市内在住者を基本とする<br>・ 除雪用具は、持参を基本とするが、社協でも必要数を見込み準備 |  |